

ミライ創造ホールディングスグループ腐敗防止基本方針

第1条（目的）

本基本方針は、企業行動憲章およびミライ創造ホールディングスグループ行動規範に基づき、ミライ創造ホールディングスグループならびにそのすべての役員および従業員（以下「役職員」という）が腐敗防止の取り組みに関して拠り所とすべき方針を明らかにすることにより、フェアプレーの精神の下でミライ創造ホールディングスグループ全体の腐敗防止の取り組みを推進し、もってステークホルダーおよび社会一般からの信頼を確保することを目的としています。

第2条（適応範囲）

本基本方針は、活動が行われる国や地域に関係なく、ミライ創造ホールディングスグループならびにそのすべての役員および従業員に適用されます。

第3条（腐敗防止に関連する法令等の遵守）

役職員は、各国または各地域で適用されるすべての腐敗防止に関連する法令、本基本方針および社内規程を含む社内ルール（以下、あわせて「関連ルール等」という）を遵守します。

第4条（贈賄の禁止）

1. 役職員は、関連ルール等で許容される場合を除き、直接間接を問わず、公務員等および民間の顧客、取引先その他の事業者（以下「取引先等」という）に対して、不正な意図をもって、金銭その他の利益の供与またはその申し出や約束を行いません。
2. 役職員は、エージェント、コンサルタント、代理店、業務委託先等の第三者を通じて贈賄を指示したり、これらの者による贈賄行為を黙認せずまたは容認しません。

第5条（収賄の禁止）

役職員は、その職務に関して、直接間接を問わず、不正・不当な利益の受領またはその要求や約束を行いません。

第6条（記録・保管の徹底）

役職員は、財務報告に係る手続を遵守し、すべての取引について正確に会計帳簿に記録し、関連資料を適切に保管します。

第7条（適法な接待・贈答等）

1. ミライ創造ホールディングスグループは、業務上正当な目的があり適法に提供される公務員等および取引先等との間の接待、贈答、旅費負担、寄付、賛助または協賛に関しては、関連ルール等に従って適切に運用します。
2. ミライ創造ホールディングスグループは、公務員等に対する接待または贈答、政治献金および政治資金の提供に関しては別途社内ルールを定めるなど、特に留意をして運用します。

第8条（監査）

ミライ創造ホールディングスグループは、本基本方針および本基本方針に基づき制定された社内ルールの遵守状況について、リスクの程度に応じた自己点検や内部監査を行う制度を適切に運用します。

第9条（体制および対応）

1. ミライ創造ホールディングスグループは、本基本方針を遵守する体制を担保するため、役職員が腐敗防止を含むコンプライアンス全般に関する通報ができる内部通報窓口を整備します。
2. ミライ創造ホールディングスグループは、関連ルール等に違反しまたはそのおそれのある行為を発見した場合には、厳格に社内調査を行い、関係当局等の調査に全面的に協力します。
3. 関連ルール等に違反した役職員に対しては、個人としての法的責任が発生する可能性があることに加え、その所属する会社の社内規定または雇用・委任契約に従い、厳正な処分が行われます。

第10条（改廃および管理）

1. 本基本方針の改廃は、ミライ創造ホールディングス株式会社の取締役会が決定しこれを行います。

2. 本基本方針の改廃事務等を行う所管部署は、ミライ創造ホールディングス株式会社の法務を統括する部署とします。

第 1 1 条（施行）

本基本方針は、2022 年 4 月 1 日より施行します。